

岐阜県新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業交付金交付要綱

(総則)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症による自宅療養者等への医療提供を支援するため、医療機関及び訪問看護ステーションが行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、岐阜県新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 自宅療養者等 新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 県内に所在する自宅及び県が運営する宿泊療養施設において療養する者（ただし、厚生労働省の定める宿泊療養等の解除基準を満たしていない者に限る。）
 - イ 県内に所在する高齢者施設又は障がい者（児）施設において療養する者（ただし、厚生労働省の定める宿泊療養等の解除基準を満たしていない者に限る。）であって、県が認めた者
- (2) 自宅療養者等への医療提供 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 医療機関による電話、情報通信機器等を用いた診療（以下「電話等診療」という。）、及び往診
 - イ 訪問看護ステーションが行う訪問看護

(交付対象者)

第3条 交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、自宅療養者等へ医療提供を行う医療機関及び訪問看護ステーションとする。

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあつては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括

する権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。以下同じ。)を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。)が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体(以下この条において「法人等」という。)

- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用して個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等

(交付対象事業等)

第5条 交付金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、交付対象者が行う電話等診療、往診及び訪問看護とする。

2 交付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1)電話等診療 1回当たり3,000円
- (2)往診 1回当たり15,000円
- (3)訪問看護 1回当たり8,280円

(交付金の交付申請)

第6条 交付金の交付申請書の様式は別記第1号様式のとおりとする。

2 交付金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 交付金の交付申請期間は、知事が別に定める。

(交付金の交付決定通知)

第7条 規則第7条の規定による交付金の交付決定通知は、別記第2号様式により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、交付決定の通知を受けた日から30日以内とする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、規則第4条の交付の申請をもってこれを行ったものとみなす。

(額の確定)

第10条 規則第14条の規定による交付金の額の確定は、規則第5条の規定による交付の決定をもってこれを行ったものとみなす。

(交付金の交付の時期等)

第11条 交付金は、規則第14条の規定による額の確定後において交付する。

2 交付対象者は、知事が別に指定するところにより、別記第3号様式による交付金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第12条 規則第4条の申請があった場合において、申請者が第4条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、交付金の交付をしないものとする。

2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、交付金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に交付金が交付されているときは、規則第18条の規定により交付金の返還を命ずるものとする

(書類、帳簿等の保存期間)

第13条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、交付対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し、必要な事項は知事が定める。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る交付金から適用する。

この要綱は、令和3年8月20日から適用する。

この要綱は、令和3年11月15日から適用する。

この要綱は、令和4年6月15日から適用する。